

がんばりすと応援事業補助金 (チャレンジ支援)

新商品の開発や販路拡大等に取り組みされる方を支援します。

○補助対象事業 (例) 体験プログラムの造成・特産品の開発
HP作成・販促品(パンフレット等)作成 など

○補助対象となる経費

施設整備費、研修・経営指導、販路を拡大するための活動、購入型のクラウドファンディングの手数料など

対象経費の1/2

上限50万円

新商品開発等

- ・委託料(研究費等含む)
- ・印刷製本費
- ・謝金
- ・旅費(専門家等の派遣に関するものを含む。)
- ・備品購入費(耐用年数5年以上)

※備品、什器等は事業目的を達成するため必須のもの。汎用性が高いもの(例自動車、パソコン、カメラ等)、消耗品等は対象外です。

ブランド化推進

- ・商標等の登録に関する経費
- ・委託料(デザイン料含む)
- ・印刷製本費
- ・謝金
- ・旅費



販路拡大

- ・見本市や展示会等への出展に係る経費
- ・旅費
- ・委託料
- ・広告宣伝費(HP作成、機器導入を含む)

わからない点は相談してぼー♪



注意

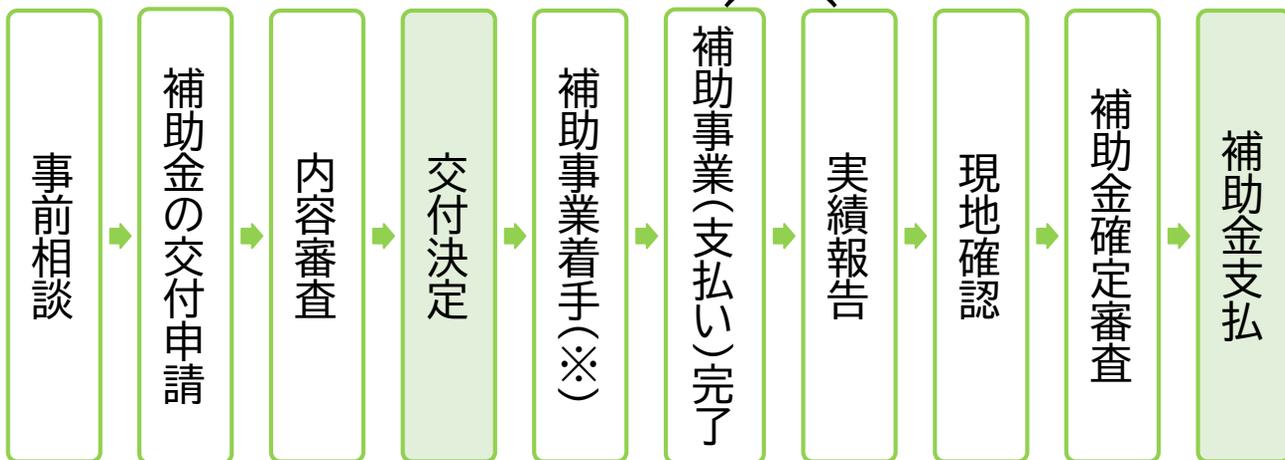
必ず着手前に補助金の申請をしてください。
着手後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります。

対象者

- 市内に事業を実施する拠点を置く中小企業者又は生産者
- 納期限の到来した市税を滞納していない者
- 各種法律、政令、省令その他の関係法令を遵守している者
- 江田島市商工会(取組の内容が観光客の増加に資するものである場合)にあっては、一般社団法人江田島市観光協会)に加入している者又は加入することが確実に見込まれる者
- 補助事業の成果について、市が作成する広報物、市公式ウェブサイト等で公開することに同意する者

補助金申請の流れ



※着手後に事業内容に変更などがある場合は、変更申請が必要です。

※支援対象事業の完了期限は、原則として、申請年度の3月10日までです。

申請に必要な書類

必ず着手前に補助金の申請をしてください。
着手の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書(様式第1号)	・市HPからもダウンロードできます。
2	事業計画書(様式第2号)	・市HPからもダウンロードできます。
3	補助対象事業に係る見積書、設計図及び現況写真、位置図	
4	決算書	・法人のみ。直近のもの。
5	納期限の到来した市税の滞納のない証明書	・新たに起業した者は、代表者個人のもの。 ・転入した者は、前住所地のもの。

問合せ先

江田島市 産業部 交流観光課 商工・交流係

電話:0823-43-1632 / メール:shoukou@city.etajima.lg.jp